

## 議案第 37 号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年 3 月条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3 パーセント」を「3 パーセント以内で規則で定める率」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「、令第 8 条から第 12 条まで」を「及び令第 8 条から第 11 条まで」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主

に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

#### 提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付けに係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。